

水道管掃除を実施します



日頃から水道事業へのご理解ご協力ありがとうございます。

東川登町、西川登町の水道本管の掃除を 次の日程で実施します。場所によっては濁り水が出る恐れがありますので、朝食の準備や洗濯などには十分注意をして、ご使用くださるようお願いいたします。

①日程および地区

10月9日(木) 東川登町

10月16日(木) 西川登町

矢筈地区・楠峰地区・焼山地区は別途お知らせして実施します。

②洗管時間

本管

22時から

翌朝5時



③洗管作業者

武雄市水道部水道課職員

④洗管の方法

地区内にある数ヶ所の消火栓やどろ吐き管より水を多量に放出し、水道管内の沈殿物・さび・水あか等を除去します。

注意をお願いしたい事項

◎洗管作業中に水道を使用されますと赤水が出る恐れがありますので、洗管時間内は水道を使用しないでください。

◎各家庭で温水器や給湯器をつけておられるところでは、洗管時間内は元栓を締めておいてください。(濁った水がタンクに入らないように)

◎受水槽を設置されているところは、タンク入口のバルブを閉めておき、洗管終了後に開けるようにしてください。

◎洗管終了後、しばらく赤水や気泡が出ることもありますが、ご了承ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

問 水道課 ☎(22)2874



担当: 幸尾

浄化槽は定期的な維持管理をお願いします!

10月1日は

「浄化槽の日」です

浄化槽は、微生物の働きで汚れた水をきれいにします。

しかし、使い方を誤ったり、適正な維持管理がおこなわれなかったりすると、水質が悪くなったり、悪臭が発生したりと逆に生活環境を悪くする原因となります。

浄化槽は定期的な維持管理をお願いします!

①保守点検：浄化槽の装置や機械の点検、機能調整などを行うもので、故障箇所の発見、清掃時期の判断、消毒剤の補給などを行います。点検は年3回以上行ってください。

②清掃：浄化槽は使用しているうちに汚泥などが蓄積されます。浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、汚泥その他機能上支障となるものを取り除かなければなりません。年1回以上必ず行ってください。

保守点検と清掃については、武雄市の許可を受けた次の業者へお問い合わせください。

保守点検と清掃のお問合せ先

(有) 武雄衛生	23-2582
(有) 武雄ひまわり環境	22-3357
(有) 山内環境整備	45-3490
※山内町のみ	
三協環境開発(株)	36-2115
※北方町のみ	

③法廷検査：保守点検や清掃がきちんと行われ、浄化槽が正しく機能しているか、年1回、指定検査機関の水質検査(11条検査)を受けてください。なお、検査に関するお問い合わせは次のとおりです。

【指定検査機関】

(財) 佐賀県環境科学検査協会
0952 (22) 1651

浄化槽で、水洗化による快適生活と河川・水路などの水質保全を図りましょう!



担当: 松尾

まちづくり部下水道課
☎(23)9118